

## 国籍選択届

重国籍者が日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する旨を宣言する届です。  
国籍を選択するには、自己の意志に基づき、次のいずれかの方法により選択します。

### (1) 日本の国籍を選択する場合

#### ア 外国の国籍を離脱する方法

当該外国の法令により、その国の国籍を離脱した場合は、離脱を証明する書面を添付して市区町村または大使館・領事館に 外国国籍喪失届を提出します。

#### イ 日本の国籍の選択の宣言をする方法

市区町村または大使館・領事館に「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する」旨の国籍選択届を提出します。

### (2) 外国の国籍を選択する場合

#### ア 日本の国籍を離脱する方法

住所地を管轄する法務局・地方法務局または大使館・領事館に戸籍謄本、住所を証明する書面、外国国籍を有することを証明する書面を添付して、国籍離脱届を提出します。

#### イ 外国の国籍を選択する方法

当該外国の法令に定める方法により、その国の国籍を選択したときは、外国国籍を選択したことを証明する書面を添付の上、市区町村または大使館・領事館に国籍喪失届を提出します。

根拠法令	戸籍法第104条の2、国籍法第14条
届出期間	・重国籍となった時が18歳未満の場合：20歳に達するまで ・重国籍となった時が18歳に達した後の場合：その時から2年以内
届出地	国籍を選択する者の本籍地、所在地。国外の場合は大使館、領事館
届出人	2つ以上の国籍を持ち、日本国籍の選択を宣言する人
必要書類	・届書：国籍選択届記入例は下記をご覧ください。 ・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。
関連の届出	
教示	国籍選択届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

# 国籍選択届

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知		

(よみかた) 国籍選択をする人の氏名	かすかべ 氏 春日部	はなこ 名 花子	昭和・平成2年12月15日生
	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番 号 (方書・マンション名)		
住所 (住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 春日部 一郎		
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 (番地) 1 番		
	筆頭者の氏名 春日部 花子		
現に有する外国の国籍	アメリカ合衆国		
国籍選択宣言	日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します		
その他			
届出人 署名押印	春日部 花子 印		

届出人 (国籍選択宣言をする人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人	親権者(□母 □養母) □未成年後見人	
住所	丁目 番地 番 号 (方書・マンション名)	丁目 番地 番 号 (方書・マンション名)	
本籍	丁目 番地 番	丁目 番地 番	
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名
署名押印		印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※持参するもの 印鑑

連絡先	電話 048(736)1111
	(自宅)・携帯・勤務先・呼出 方